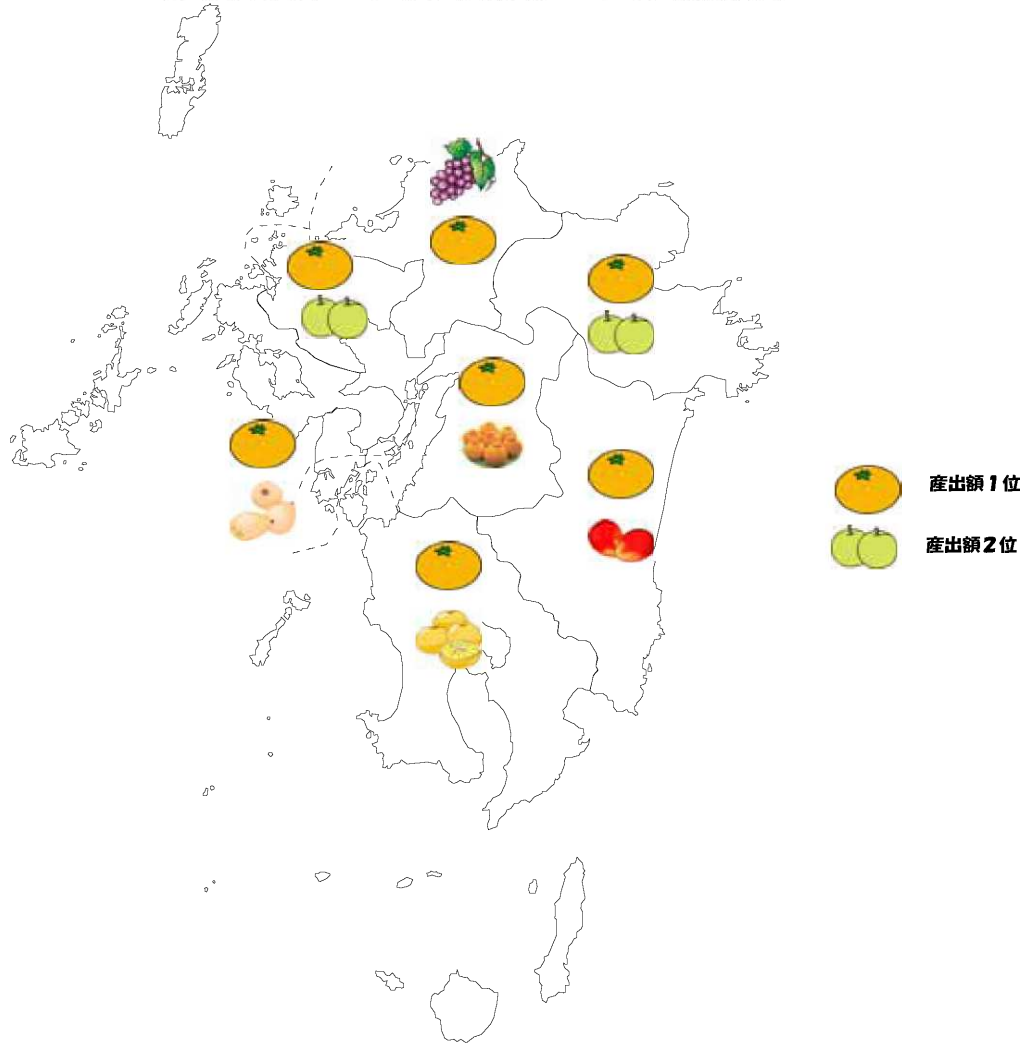


# 九州の果樹の概況



平成19年8月

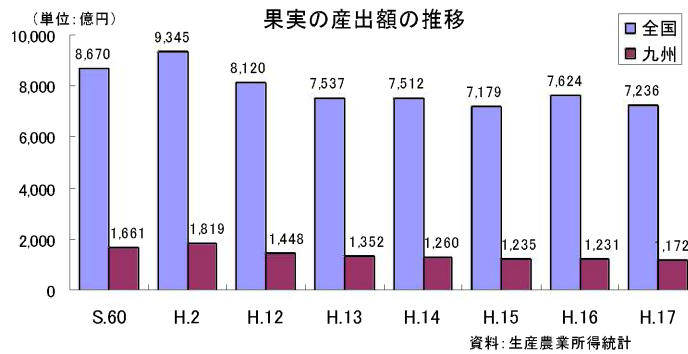
九州農政局生産経営流通部

園芸特産課

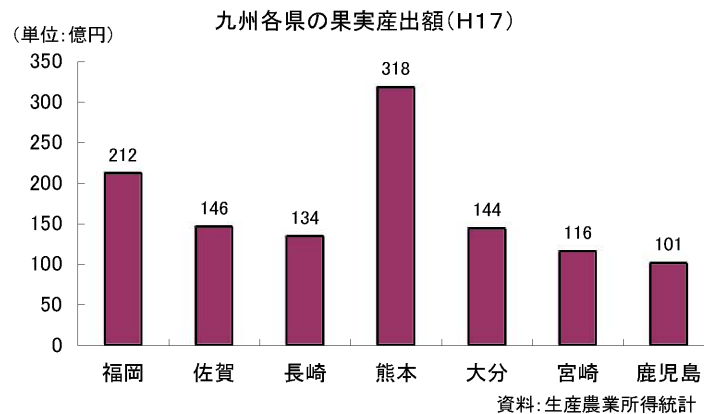
# 1 産出額

## (1) 果実の産出額の推移

○ 九州の果実の産出額は、平成2年の1,819億円をピークに減少傾向にあり、17年は前年より5%減少し1,172億円となり、全国におけるシェアは16%となっている。

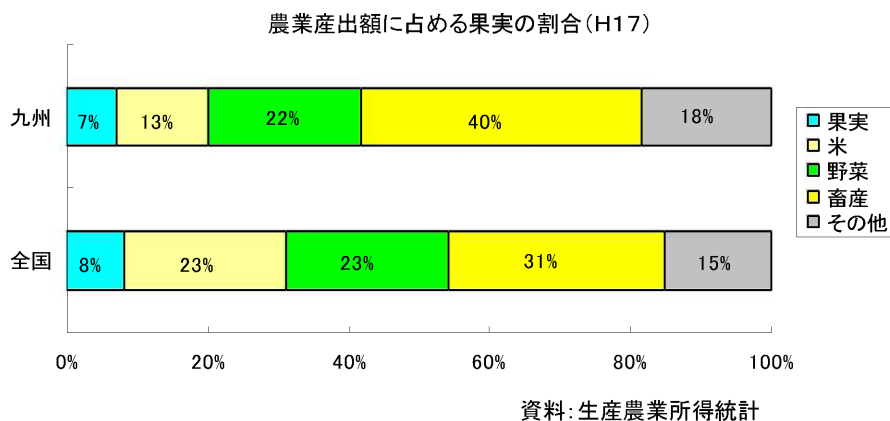


○ 県別にみると、熊本県が318億円で最も多く九州の27%を占め、次いで福岡県が212億円で九州の18%を占めている。



## (2) 農業産出額に占める果実のシェア

九州の農業産出額(1兆6,808億円)に占める果実のシェアは、畜産40%、野菜22%、米13%に次いで、7%を占めている。なお、全国の農業産出額は8兆8,067億円となっており、果実の占める割合は8%となっている。



### (3) 九州各県の上位5品目の産出額

果実のうち産出額の多い品目をみると、みかん（うんしゅうみかん）が1位で470億円、次いでぶどう及びなしの117億円となっている。

県別にみると、福岡県はぶどうが1位であるが、他県はみかんが1位となっており、ぶどう、なしの他各県特色のある果実の生産が行われている。

主要果実の産出額（平成17年）

単位：億円、%

	1位	2位	3位	4位	5位
全 国	りんご 1,378	みかん 1,337	ぶどう 998	なし 872	もも 486
九 州	みかん 470 (35)	ぶどう 117 (12)	なし 117 (13)	しらぬい 96 (74)	なつみかん 39 (57)
福 岡	ぶどう ⑤ 60 (6)	みかん ⑩ 40 (3)	かき ③ 31 (9)	なし 29 (3)	キウイフルーツ ① 18 (22)
佐 賀	みかん ⑤ 89 (7)	なし 23 (3)	しらぬい ③ 11 (8)	清美 ③ 5 (11)	ぶどう 5 (1)
長 崎	みかん ⑥ 88 (7)	びわ ① 25 (43)	ぶどう 6 (1)	しらぬい ⑥ 4 (3)	なし 3 (0)
熊 本	みかん ④ 129 (10)	しらぬい ① 68 (52)	なし ⑧ 36 (4)	なつみかん ① 20 (29)	ぶどう 14 (1)
大 分	みかん ⑧ 60 (4)	なし 22 (3)	ぶどう 15 (2)	かぼす ① 11 …	ぼんかん ④ 6 (11)
宮 崎	みかん ⑪ 35 (3)	マンゴー ② 21 …	きんかん ① 14 (70)	ぶどう 13 (1)	日向夏 ① 11 (52)
鹿 児 島	みかん ⑬ 29 (2)	なつみかん ② 13 (19)	たんかん ① 13 (11)	ぼんかん ② 11 (19)	しらぬい ④ 6 (5)

資料：生産農業所得統計

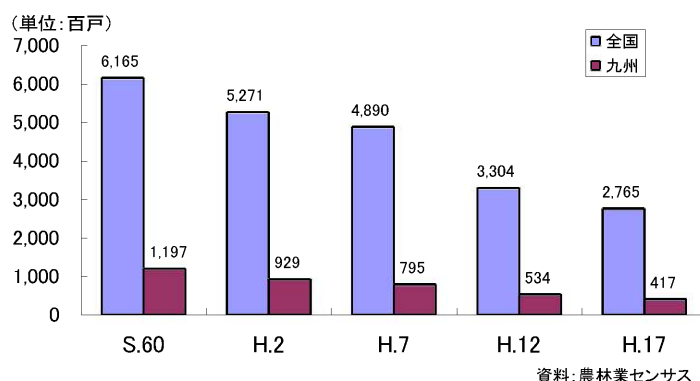
注：（ ）内は全国シェア、○内は全国順位

## 2 農家数（販売農家）

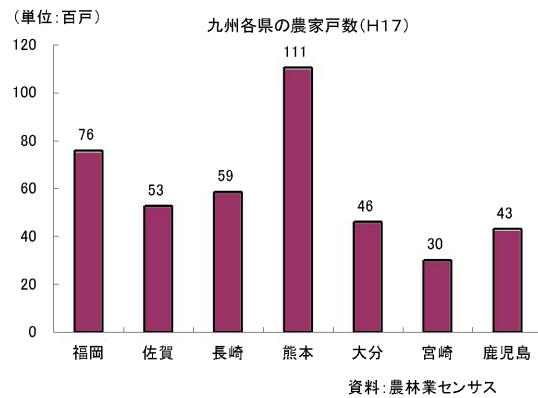
### (1) 農家数の推移

- 17年の九州の果樹農家数は昭和60年に比べると約1/3の4万1,721戸となり、12年より22%減少し、全国シェアは15%となっている。

果樹農家数の推移

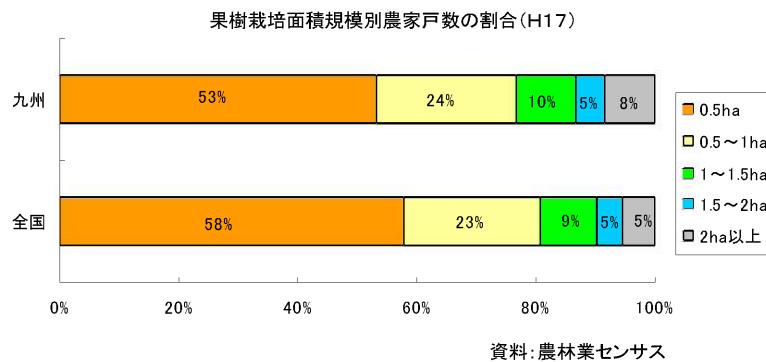


- 県別にみると、熊本県が1万1,058戸で最も多く九州の27%を占め、福岡県が7,592で18%、長崎県5,865戸で14%を占めている。



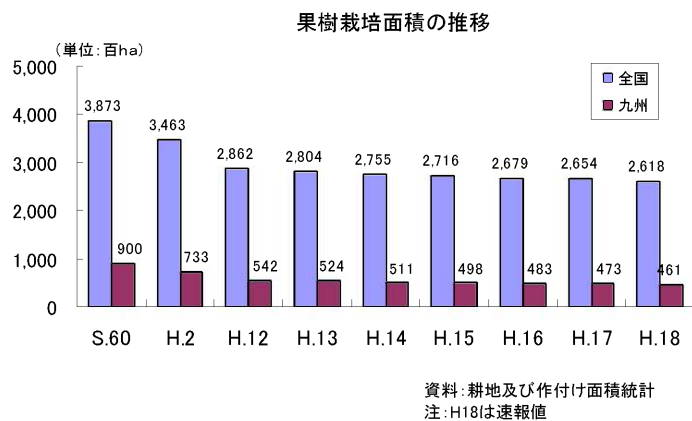
### (2) 栽培面積規模別農家数

栽培面積規模別の構成比をみると、九州全体では「0.5ha未満」が53%で大半を占めるが、「2.0ha以上」の階層は8%と全国を上回っている。

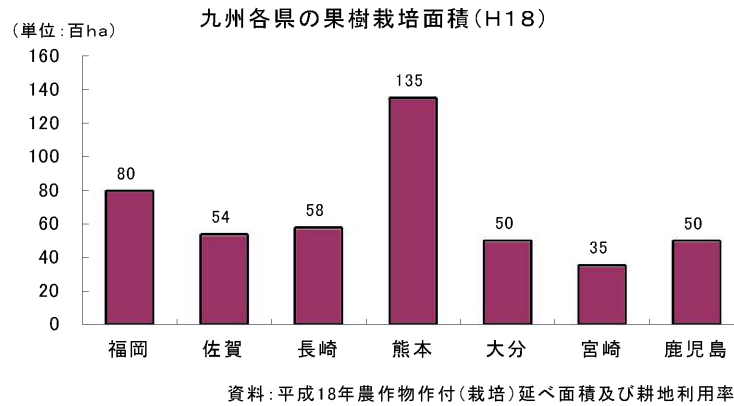


### 3 栽培面積

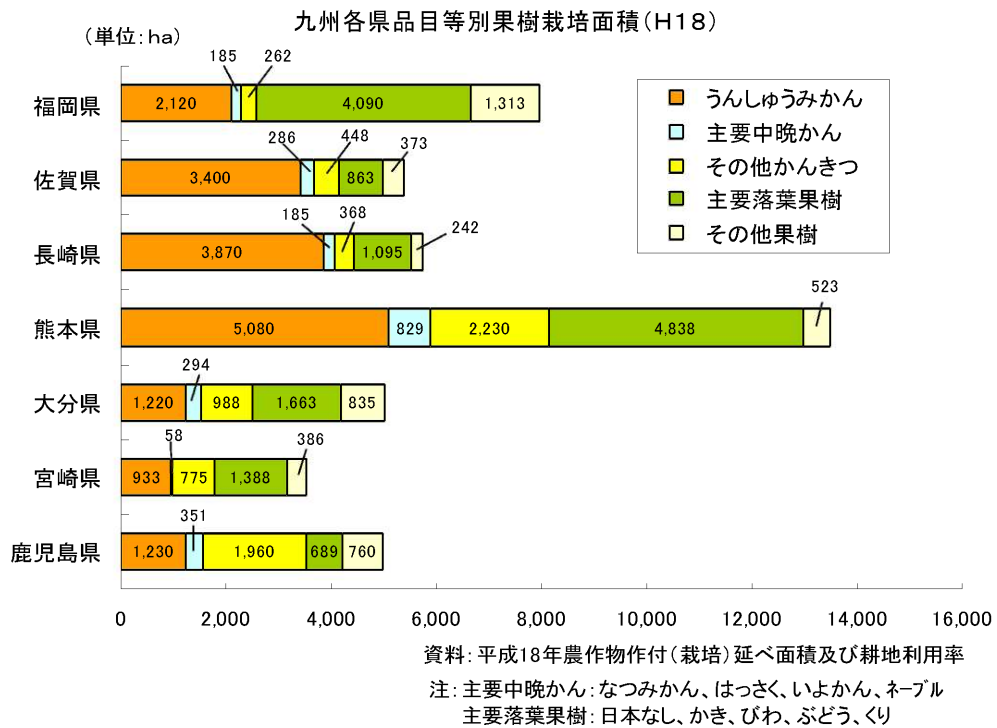
- 果樹の栽培面積は、昭和48年の11万1,500haをピークに減少し、平成18年は4万6,100haとなり、全国の18%を占めている。



- 県別にみると、熊本県が1万3,500haで最も多く、九州の29%を占め、次いで福岡県が7,970haで17%を占めている。

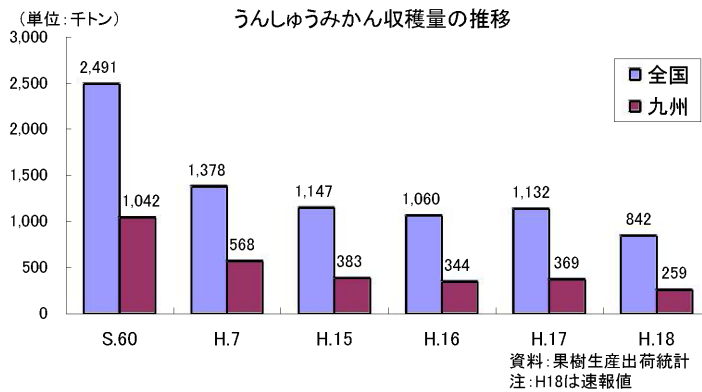


- 品目等別における各県の栽培状況を見ると、各県うんしゅうみかんの栽培を中心に、なし、かきなどの落葉果樹等の栽培が行われている。

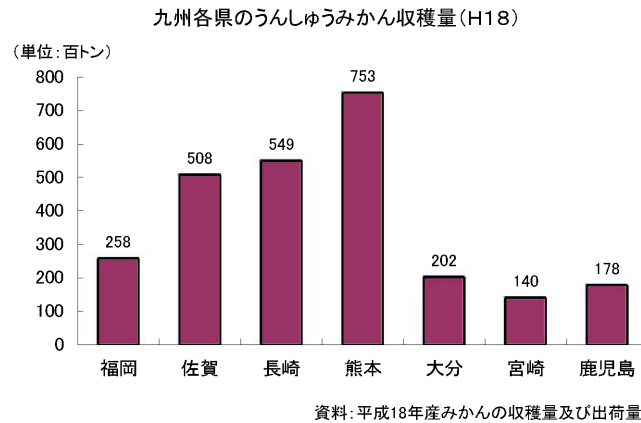


#### 4 うんしゅうみかんの収穫量

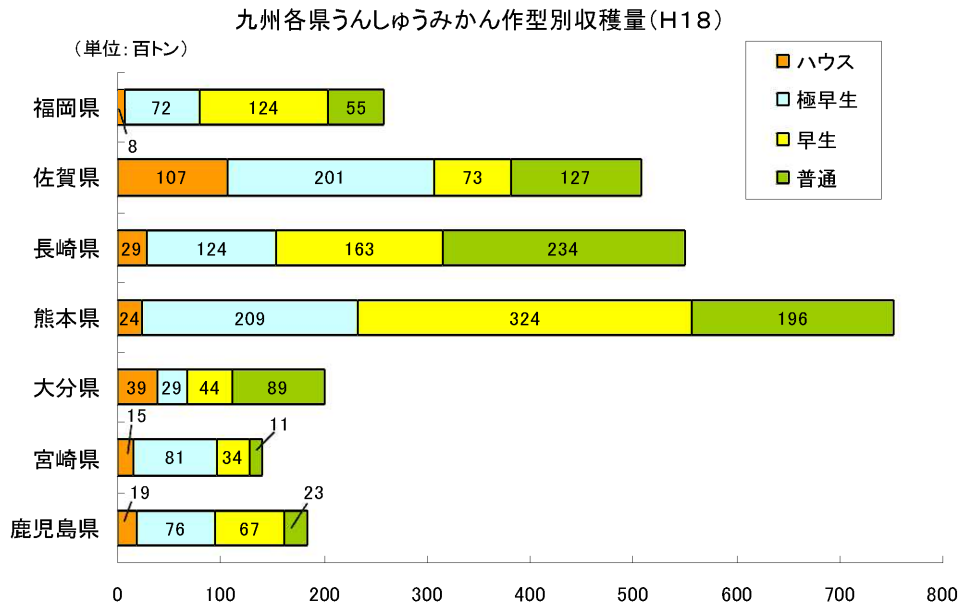
- うんしゅうみかんの収穫量は年々減少傾向にあり18年産は25万8,800tとなり、全国におけるシェアは31%となっている。



- 県別にみると、熊本県が最も多く7万5,300tで九州の29%、長崎県が5万4,900tで九州の21%、佐賀県が5万800tで九州の20%を占めている。



- 作型を県別にみると、ハウス栽培は佐賀県が1万700tで九州の44%を占め、極早生は熊本県が2万900tで九州の26%、佐賀県が2万100tで25%を占めている。  
また、早生については、熊本県が3万2,400tで九州の39%を占め、普通においては長崎県が2万3,400tで32%、熊本県が1万9,600tで27%を占めている。

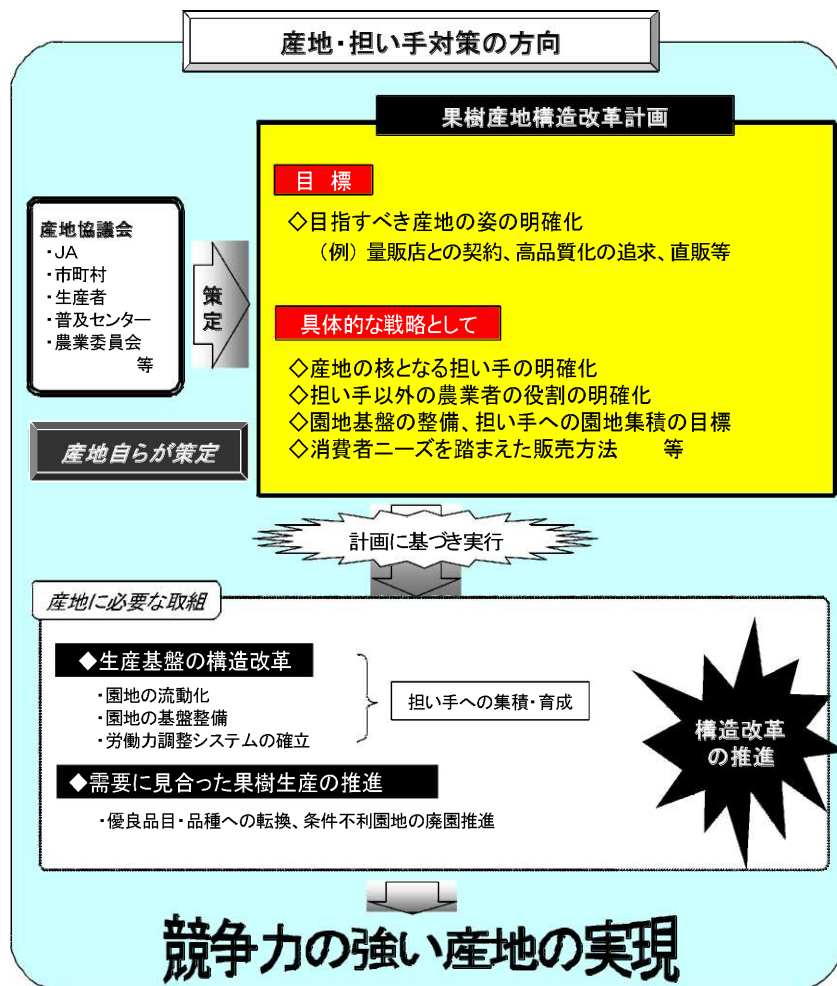


資料:平成18年産みかんの収穫量及び出荷量

## 5 競争力の強い産地体制の構築

### 果樹産地構造改革計画の策定・実行

- 平成27年度を目標とする「果樹農業振興基本方針」が、平成17年3月に策定され、この中で、果樹農業の振興のために、産地自らが目指すべき産地の姿とこれを実現するための具体的な目標や戦略を内容とする「果樹産地構造改革計画」を策定し、実行することが必要とされた。
- 「果樹産地構造改革計画」は、産地自の5年先、10年先を見据えて、目指すべき産地の姿を明確にした上で、その実現のための具体的な戦略として「担い手の明確化」、「園地集積」、「基盤整備」、「販売戦略」等について、目標とその取組方法について定めるもので、この計画に基づき産地の構造改革を進めるものである。
- 九州地域において、平成19年6月末現在で90の果樹産地構造改革計画がみかん産地を中心に策定されている。



## 6 新たな果樹対策

### (1) 新しい対策の考え方は

これまで、うんしゅうみかんとりんごを対象に、適切な需給調整を実施した上でなお価格が低下した場合に、価格補てんにより果樹経営者の経営安定を図る果樹経営安定対策を実施してきた。

今後、果樹農業の厳しい現状を踏まえ、産地の構造改革を早急に進める必要があることから、果樹経営安定対策を廃止し、平成19年度から「果樹産地構造改革計画」に基づき優良品目・品種への転換等の前向きな取組を行う産地や担い手を支援する果樹経営支援対策に移行する。

これらの対策については、平成22年度までの4年間で短期的・集中的に実施する。

また、最近、気象災害により収穫量の減少や品質の低下を招くようなケースが増えていることから、気象災害による減収を補てんする果樹共済への一層の加入を推進する。

## 新しい対策の考え方は？

- これまで、需給調整対策に取り組んでもなお価格が低下した場合に価格補てんを行ってきましたが、果樹農業が危機的な状況となっていることから、現行対策の課題を踏まえ、平成19年度より果樹産地の構造改革を進めていくための対策に転換することにしました。
- これらにより、将来にわたる担い手の経営安定と所得の確保等を通じ、高品質な国産果実の安定的な供給の実現を目指します。

### 現行対策と新しい果樹対策

#### 今後、果樹産地に必要なこと

- ☆ 担い手の経営改善を支援
  - ・ 優良品目・品種への転換
  - ・ 園地整備、担い手への園地の集積
- ☆ 需給調整の適切な実施
  - ・ 構造的な供給過剰の改善
  - ・ 一時的な出荷の集中への対応

<現行対策：平成13年度～平成18年度>

#### 果樹経営安定対策事業

対象：うんしゅうみかん、りんご

- ・ 需給調整対策を実施してもなお価格が低下した場合に価格補てんを実施

#### かんきつ園地転換特別対策事業

対象：うんしゅうみかん等

- ・ 産地計画に基づく、優良品目への改植等に対して支援

#### 果実計画生産出荷促進事業

対象：うんしゅうみかん、りんご

- ・ 生産者団体主導による計画的な生産出荷を推進

※かんきつ園地転換特別対策事業については、平成17年度より実施。

<新しい果樹対策：平成19年度～平成22年度>

#### 果樹経営支援対策事業

対象：産地計画の振興品目・品種すべて

- ・ 産地計画に基づく、担い手や産地が行う前向きな取組(優良品目・品種への転換、園地整備、労働力調整システムの構築等)に対して支援

生産基盤の改善

生産構造の改革

#### 果実需給安定対策事業

<果実計画生産推進事業>

対象：うんしゅうみかん、りんご

- ・ 生産者団体主導による計画的な生産出荷を推進

<緊急需給調整特別対策事業>

対象：うんしゅうみかん、りんご

- ・ 一時的な出荷集中がある場合に生食用果実を加工用原料に仕向ける措置を支援

需給調整の強化

### 果樹産地の構造改革

## 国産果実の安定的な供給の実現

(2) 果樹経営支援対策事業

果樹経営支援対策では、果樹産地構造改革計画で位置づけられた全品目を対象に、産地や担い手が行う前向きな取組を支援。

具体的には、①需要の高い優良品目・品種への転換 ②省力化機械の導入を可能とする園内道の整備や傾斜の緩和 ③担い手の経営規模拡大のための労働力調整システムの構築等の取組に対して支援。

なお、主に支援対象となる「担い手」については、「果樹産地構造改革計画」において担い手と位置付けられた者であり、担い手の考え方については、

- ① 認定農業者
- ② 農業所得が主で、主に農業に従事している60代までの方が存在する農家
- ③ 新規参入者
- ④ 農業生産法人へ発展していくことが見込まれる生産者組織
- ⑤ ①～④のほか、各産地で今後とも継続して果樹農業を担っていく多様な経営体など、産地自らが果樹産地構造改革計画において明確化

担い手の経営改善を進めるため  
**果樹経営支援対策事業を活用しましょう！**

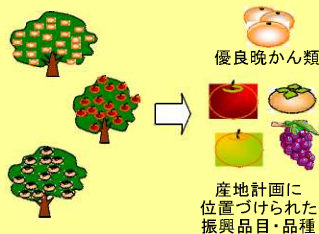
果樹経営支援対策事業とは？

優良品目・品種への転換、園地整備、労働力の確保など前向きな取組を行う担い手や産地を支援する事業です。

事業の内容

整備事業(生産基盤の改善)

◆優良品目・品種への改植・高接、条件不利園地の廃園◆



改植	みかん等	補助金単価	22万円/10a
	りんご わい化	補助金単価	32万円/10a
	りんご 普通植	補助金単価	16万円/10a
	その他果樹	補助率	1/2以内
高接	すべての果樹	補助率	1/2以内
廃園 (植林等)	みかん等	補助金単価	10万円/10a
	りんご	補助金単価	8万円/10a

※廃園(植林等)を実施する場合、担い手への園地集積が要件です。

注1) 産地計画で今後振興すべき果樹として明記されている品目・品種が対象です(転換元と同じ品種への転換は原則として対象なりません)。

注2) 「みかん等」とは、うんしゅうみかん、なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジなどのことです。

◆小規模園地整備(園内道の整備、傾斜の緩和、土層改良、かん水施設)等◆



【園内道整備、傾斜の緩和、土層改良、かん水施設 等】

・すべての果樹 補助率:1/2以内

推進事業(生産構造の改革)

◆労働力調整システムの構築◆

・シルバー人材センター、ハローワークとの連携、無料職業紹介所設置等への支援

◆担い手支援(園地流動化)情報システムの構築◆

・品質の向上(ブランド化)、担い手への園地集積のための園地情報システムの構築等への支援

すべて補助率:1/2以内

◆大苗育苗ほの設置◆

・大苗育苗ほ借上等への支援

◆新技術の導入支援◆

・高品質化新技術の導入、定着のための実証、技術研修会等への支援

◆販路開拓の推進強化◆

・新たな販路の開拓への支援

産地の担い手等が対象

生産者団体等が対象